

○ 西いぶり広域連合財産条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 2 9 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 237 条にいう財産の取得、管理及び処分について、法令又は他に定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(室蘭市条例の準用)

第 2 条 この条例の施行については、室蘭市財産条例（昭和 39 年室蘭市条例第 9 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。